

(設置)

第1条 京都橘大学に産学公地域連携推進機構（欧文名称：Organization for Regional Collaboration 以下「機構」という。）をおく。

(目的)

第2条 機構は、京都橘大学の産学公地域連携事業（以下「当該事業」という。）に関する以下の各号の事項を行うことを目的とする。

- (1) 当該事業を統括し、戦略的に展開するための基本方針の立案。
- (2) 当該事業の推進に係る重要な事項の決定。
- (3) 当該事業に係る関係諸機関との連携および調整。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第2条の2 機構に地域連携センター、看護異文化交流・社会連携推進センターおよびリエゾンオフィスをおく。

- 2 地域連携センターおよび看護異文化交流・社会連携推進センターの組織ならびに運営に関する事項については、別に定める。
- 3 リエゾンオフィスの業務は、学術振興課が兼務する。

(運営と体制)

第3条 機構に機構長を置き、学長がこの任にあたる。

- 2 機構長は、本学における当該事業を統括する。
- 3 機構に副機構長をおき、機構長を補佐する。
副機構長には副学長1名があたる。

4 (削除)

5 機構に産学公地域連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）を置き、次の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長（副学長1名）
- (3) 地域連携センター長
- (4) 大学事務局長
- (5) 学術振興課長
- (6) 機構長によって任命された専任教職員

- 6 前項に定める構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 機構会議は、機構長が招集する。
- 8 必要な場合、機構長は構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 9 機構長は、機構会議の審議をもとに、当該事業に関する事項を部長会に報告する。

(事務主管)

第4条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月1日から施行する。